

午前9時26分 開会

○宮本会長 では、おはようございます。

令和3年2月の農業委員会を開催します。

19日の予定でしたのが、急遽、人員が、欠席委員がおりましたので、本日に急遽変更になりました。皆さん、御出席いただきましてありがとうございます。

本日の署名人は、野田委員と稲田委員、よろしく申し上げます。

それでは、議案のほうで、事務局、お願いします。

○事務局 議案の内容説明をする。

○宮本会長 これは、第3条案件ですけど、これは地元水利組合。

○事務局 地元水利はないです。

○宮本会長 分かりました。

何か皆さん、御意見いただきたいと思います。

ありませんか。

○谷川委員 事務局、問題はないんじゃないだろう。

○事務局 問題はないです。

○谷川委員 池のほうはな。

○事務局 はい。

○谷川委員 ほんなら結構です。

○宮本会長 分かりました。

そうしたら、許可ということで進めさせていただきます。

続きまして、議案第2号をお願いします。

○事務局 いや、そのまま第1号で、今度は。

○宮本会長 2番。

○事務局 はい、受付が2番及び3番の内容説明をする。

○宮本会長 では、地元の水利組合。

○事務局 これも。

○宮本会長 ないですか。

○事務局 いや、これは水利というか、新池の水利になります。●●さん自身が代表者であって。

○宮本会長 ああ、なるほど。

○谷川委員 もう書類上は問題ないんやろう。

○事務局 一応は、使用貸借の契約書もつけておりますし、田んぼで田んぼでございますんで支障はないと思います。〇〇さんのほうも、農地の使用貸借契約という形でついております。

○谷川委員 はい、結構です。

○宮本会長 いいですか。そうしたら、許可ということで進めさせていただきます。

続きまして、議案第2号をお願いします。

○事務局 続きまして、議案第2号の内容説明をする。

○宮本会長 これは水利組合、地元は。

西山さん、はい、どうぞ。

○西山委員 これは11月に立会いをいたしまして、特に問題はなかろうかということ  
で。

○谷川委員 結構ですよ。

○宮本会長 そうですか。そうしたら、意見はないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮本会長 分かりました。

そうしたら、許可ということで。

○事務局 これはもう意見書という形で。

○宮本会長 はい。

○事務局 続きまして、議案第3号の内容説明をする。

○宮本会長 一応、これは地元津の郷なんですけど、家屋調査士のほうからと私のほうにも説明いただきました。稲田さんのところにも行かれたとは思いますが。行ってない。私は行けと言うたんです。

なぜかといいますと、水利組合のほうから、立会いはもう不要だということで、水利組合のほうで、先、家屋調査した話をしました。そのときに、水利組合のほうから、私は土地改良委員、稲田さんと●●さんと、あそこの3人に説明に行ってねということで、話はできてるんだというふうに私のほうは承っております。

これは説明がなくても、一応水利のほうで、当然判はいただいとると思いますが、水利のほうの決定で許可ということで報告はいただきました。

それで、皆さんの御意見を伺いたいと思います。

はい、どうぞ、西山委員。

○西山委員 ちょっとお聞きします。

勉強不足で申し訳ないんですけど、この使用貸借による権利の移転というんで、第5条の申請になっとんですが、通常の農地との関係、ここにはもうほとんど今まで所有権移転という関係で大体が出てくるんですが、この内容というたらどういようなもんですか、これは。使用貸借による権利の。

○事務局 その農地をこの人に貸しますということで。

○西山委員 貸して、例えば●●さんが亡くなったとしたら、その場合にどういう。使用貸借であつたら元に戻すというんが原則だろうとは思いますが。

○事務局 多分ね、それから以降、お父さん、お母さんが相続して、それから多分娘さんに相続で動いていくのか、もう直接、系列的には普通の相続でいくとお父さん、お母さんが相続して。

○西山委員 相続の形態の分でのこれですかね。

○宮本会長 私がちょっと個人的に理解したのは、貸借ですので金銭が絡みません。売買であれば、権利の所有権移転であれば売買になりますので、当然金銭が出ます。そこら辺は当然、売買をするから譲渡税なり譲渡金なり、いろんなもんが絡んでくるんだろーと思えます。これは使用貸借ですから、そういうものが絡みませんので、非常に経済的で有効な方法かなと私は個人的な意見。

○事務局 だけえ、土地代も要らないし、建物代だけ。

○宮本会長 そうです。

○事務局 逆に言うたら、本当はそういう手続をするんだつたら5,000万円を借りにゃいかんのが2,000万円で済むという感じの話で。

○宮本会長 土地代は要りませんという。

○西山委員 そうすると、一つの相続の貸借みたいなもんかな。

○事務局 相続の貸借ではないです。別。もうまるで別でございます。相続対象になるのは、逆に言うたらお父さん、お母さんの話になるので、孫さんではないので。ただ、安く家が建てれるというのと、おばあちゃんにも、逆に言うたら相続税なりが、相続税というかお金がかからないと。

○宮本会長 所得税がかからない。

○事務局 所得税とかほかのもんがかからないということ。

○宮本会長 だから、非常に賢いというか賢明なやり方かなとは思ってます。

○西山委員 ややこしいけえ、よう分からんで、すみません。

○宮本会長 いや、いや、だと思えます。私の意見は、そう感じました。

○谷川委員 はい、結構ですよ。

○宮本会長 そうしたら、許可ということで進めさせていただきます。

○事務局 よろしいでしょうか。

○宮本会長 はい、どうぞ。

○事務局 次に2番、番号が2の内容説明をする。

○宮本会長 では、これは地元というのはあるんですかね。

○谷川委員 結構です。

○宮本会長 ありませんか、意見。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮本会長 では、許可ということで進めさせていただきます。

では、第4号議案、その他の項目に移ります。

○事務局 それでは、事務局のほうから。

○事務局 それでは、以前からちょっとお話ししてます、香川県内の香川の農地利用の最適化推進一斉強化運動について、進捗状況を御報告します。

まず、対象者の一覧を再度整理するというところで、年末、お話ししてたんですけど、農業委員会のほうにあります農地の情報から、おおむね1,000平米以上の農地所有者の方のリストを作成しまして、これは個人情報になりますので、お配りするのちょっとあれですので、今からちょっと回覧で回させていただきます。対象者が結局159人となっております、中にはどうしても相続等の関係で、ちょっと送付先が分からない方も2名ほどいらっしゃるんですが、それ以外の方は何とか調べて、親族の方、代表親族に近い方に御送付しようと考えております。

アンケート用紙のほうですが、ちょっと幾つか、今まで御提示しとったのは香川県の統一様式に近いものでもありましたので、多少ちょっと宇多津町に合う内容に修正を加えてお配りしております。

主には、カラーのほうですと、主たる農業者の方とか、要するにその後、大きな設問2では後継者の関係の方をお聞きして、3番、今後その農地をさらに集めたいか、拡大したいか、今のまま維持したいか。あと、香川県農地機構という組織が今年度から対象になっ

てるので、一つそのことのちょっと御説明を入れているものであります。2枚目は、今回、今現在施行しております補助金についての説明について、その周知状況とか御意見についてお伺いする内容のアンケートになっています。

それとは別に、また1枚だけ農地の一筆調査票というものをお配りしとんですけど、こちらのほうに、今、回しているリストの方の所有しとる農地のほうをそれぞれ記載して、それも一緒に同封して、今後耕作を何年ぐらい続けられそうかというものを調査して、もう直ちに、1年とか3年ぐらいで終わるような農地がありましたら、それについて注意していくという内容の調査票であります。

取りあえずは、このアンケートと調査票のほうを先ほどお配りしたそのリストの方に、郵送でお配りするという進め方だったと思うんですが、そろそろそのあたり、発送と次の進捗というか、時期に迫ってございまして、ちょっと事務局のほうからの提案なんですけど、まずは今月中ぐらいまで見て、何かほかに聞きたいことがあるとか、何かあったら事務局まで連絡をいただきたいなというのがあるのと、スケジュール的には、そろそろその調査票の印字とか封入作業とかにかかりたくて、最終案の締切りは次回の農業委員会のごときに、もう固定しようかと思えます。3月20日前後ですので、3月中ぐらいに発送を事務局からしようかと思えます。回答期間につきましては、一月ぐらいは取りたいというのがあるのと、ちょうどゴールデンウィークがあるんで、また連休のときに、もしかしたら親族の方とか、話す機会もあるかもしれないので、連休明けの5月7日頃までを回答期限として進めようかなと考えております。

どうでしょうか。そのあたり、ちょっと御意見ありましたらよろしくお願ひいたします。

○事務局 これ、目を通してなかったけど、これは農業委員会、農地法の第3条しか書いてないんだけど、農地機構は。よく見たら。

○事務局 これは、まあ。

○事務局 ほんだきん、その第3条の許可の問題があるとか及び農地機構とかというんで付け足すのか、番号をもう一つ増やすのかというのをちょっと考えなあかん。経営規模拡大の中には農機機構を入れたやろう、たしか。

○事務局 それだったら、もう3の設問の中で修正したほうがいい。

○事務局 それでも構わん。

○事務局 それだけで。

○事務局 ほんだきん、3と5に多分、どっかで入れないかんと思う。入れるか、もしくは

ほどここに足すか。第3条だけでない、農地機構もという話でオーケーにしたやん。

○事務局 そこは、またそのように修正します。

○事務局 ちょっと要項を変えたので、農地機構に貸して借りての話もたしか通したので、多分この中に1つずつ足すか、余分に付け加えるかさせていただきます。

○宮本会長 ほかにありませんかね。

ちょっと2点、私のほうから。

1点目、これなんです、記入範囲、ここをこう着色しとるところがありますね。これが記入範囲ということですかね。すなわち、主たる農業者のところも、これは当然記入していただくようになるんだと思うんですが。分かりますか。

○事務局 そうですね。

○宮本会長 だから、何が言いたいかという、記入範囲としては、農業委員のこの部分は当然町のほうで書くと思うんですが、ここから下だと思うんですが。

○事務局 記入例は一応、入れようと思います。

○宮本会長 入れるんですか。

○事務局 当然、入れます。記入例は入れるのと、記入するところは明確にはしようと思うんですけど、だから、そうですね、今現在お答えいただくと思うのは、主たる農業者のところは当然記入いただいて、あとそこから下記、この調査員氏名のところは、ちょっと記入例のところに注意書きで、後日、調査員等で何か確認するときに記載する欄ですというぐらいで、提出時は空白というふうな注意書きをしようかとは思ってます。郵送で返ってきて、また詳しい話をお聞きするときに使う、それかもう最初から削除しとくか、ちょっと微妙なところなんですけど。

○宮本会長 私はこのほうがいいかなと勝手に思ってますけども。

○事務局 空白、もう取って削除ですか。

○宮本会長 いや、ここが空白で何も書かないという。このままで。

○事務局 空白で提出するよという注釈というか、あれはつけようかと思ってます。

○宮本会長 できるのであれば。

○事務局 当然、郵送時なんです。そのあたりがどうか。

○宮本会長 何が言いたいかという、多分これで農業委員の名前を出すと、ちょっと農業委員のほうへどんどん問合せが来られたら、多分対応が一律な話にはならないかと思えます。事務局の方へ聞かれるのであれば、それはもう一つのちゃんとした方がおられるの

で、ちゃんとした形で回答ができる、いわゆる指示ができるかなと思いますので、農業委員のところは空白で置いておいていただきたいと思います。

あと、皆さん、今日の時点で何か御意見あれば。

○稲田委員 すみません、いいですか。

○宮本会長 はい、どうぞ。

稲田委員。

○稲田委員 これ、後継者はいますかというて入っている、この問いなんですけれども、どういう返事をしたらいいのか分からないという場合があるんですけど。例えば、私だと娘が高校生、一人娘なんですけど、そういう場合はありにすればいいんですか。

○事務局 未定って作っておきましょうか、そうしたら。あり、なし、未定でも、ここで。

○宮本会長 いや、言いたいことは分かる。

○稲田委員 何かそういう欄が一つれば書きやすい。あるかないかといえば。

○宮本会長 いわゆる選択の項目として。

○稲田委員 そうですね。

○事務局 そうですね。それはええと思います。

○宮本会長 なるほど、なるほど。

○事務局 確かに。

○野田委員 すみません、鍋谷ですけど。

○宮本会長 はい、どうぞ、野田委員。

○野田委員 ぱっと見て、このアンケートをぱっと見たら、調査員、氏名、今会長がおっしゃった、調査員氏名、農業委員、誰それ、これがもう物すごいぱっと来るんですね。ほんだけえ、会長がおっしゃったように、これ、役場のほうの名前にして、農業委員会というあれがぱっと出るような。はっきり言うて、ちょっと農業委員ではこれを調べよるような、今会長がおっしゃったようなイメージが物すごい。それから書き出しとると、それはもう農業委員に全部聞きに来ますわ、年寄りが多いから。ここ、どないしたらええんだ。

○宮本会長 そうしたら、例えば、野田委員の意見であれば、これは残したらいいと思うんですけど、農業委員のところは残したらええと思うんですけど、一番最後の、一番下の端へ持って行って。

○事務局 一つですね。

○宮本会長 いわゆる編集の話であれば、これ要るべきものだとは思いますが。

○事務局 基本的には、農業委員もこの分に関しては仕事の一つというふうなことでございますので、農業委員会ではなく農業委員さん一人一人がその役目に当たっておりますので、ただ名簿上は入れないというお話で書かせていただいています。基本的には、多分、業務必携とか見ていただいたら分かると思いますけれども、農地集積とかアンケート関係に関しては、農業委員さんの仕事のうちの中でせないかん項目に上がっておるので、こういう書き方をしております。

○野田委員 やっぱり役場が、事務局が動きよるといっているので、事務局がアンケートを出したというんが主と思います、これは。

○事務局 だきん、一番下ぐらいに、問合せ等に関しては宇多津町地域整備課農業委員会へということも、逆に言うたら書いて入れることは可能かとは思いますが。

○野田委員 これの問合せが全部上の農業委員にかかってきます。もう家まで来ますわ、歩いて、多分。

○事務局 だから、さっき言うたように、農業委員のところはお名前は一切入れませんので。

○宮本会長 空白。

○野田委員 入れんだったらのけてもうたほうが。

○事務局 いや、最終的に返ってこらなんで、回答がなかった分に関しては皆さんに歩いていただかないかんので、誰が行ったかということではめないかんというお話ですから。そこで、いろんなお話を聞いていただくというのが、誰かに貸したいんだとか、そんな話も出てくる可能性もありますし。

○野田委員 以前聞いたところでは、郵送するというで。

○事務局 初めは郵送するので、そのままここにはお名前は入れません。返ってこらなんだ分はうちで様式的に名簿を作らせていただいて、この人、返ってきてないんで、割り振りで誰がどこへ行きますっていうんでチェックをして、最終、さっきも言うたように、150のアンケートをなるべくそれに近い数字、140名か150名、本当は全部回収したいんですけども、県外の人もおられると思いますので、そこに近い数字に持って行って、アンケート結果を報告するという形になりますので、初めは、先ほど言うたように、皆さんに手間をかけるわけにはいかないので、うちのほうで郵送という形が皆さんがいいというお話だったので、それでさせていただくと。返ってこらなんだ分に関しては、再度打ち出



しをせないかんで、それを持って各家へ、そのときにはここに書いてもらわにゃいかなので。基本的には、先ほど会長が言われたように、この農業委員のところは空白にさせていただいて、郵送。返らなんだ分に関しては、この様式で、行ってアンケートに聞き取りでもして、こちらへ返していただくと。誰か聞き取りしたかというのが、今度分からんようになったら、詳しいお話をうちとして伺わないかんときに、誰が行ったのかな、ほんなら、これどんな方、どういう雰囲気でしたかとか、そんな細かい話になるかも分からないんですけども、ここが全部空白でなくなると、誰が行ったか、これ誰かな、これ、アンケートに行った人は誰ですかと言わないかんようになるので、様式的にはできましたら置かせていただきたいというふうをお願いしたいと思います。

○石川委員 今おっしゃられるやつ、これは個人の名前がぱっと出て、農業委員というのが表に来過ぎるということだから、例えばこれで見ると調査年月日となってるけど、実際はこれはアンケートを回答してくれる人が回答した日だったら、回答年月日というようになって、それで農業委員会がこれを所掌しているということは事実だろうから、それは下の端のところ、農業委員会、誰それ委員というふうにしとけば見立たないけど、上にぼんと来て、調査の年月日って、調査の年月日は回答年月日とかにしとけば、この本人が回答するわけだから。

○宮本会長 そうですね。

○事務局 ほんなら、様式的には、この調査員と調査年月日のところを調査年月日じゃなくて提出年月日と、回答年月日。

○宮本会長 回答年月日。

○事務局 調査員のほうに関しては一番下へ下ろして、全体をちょっと上げると。

○石川委員 調査員はその前でも、公的などという名前を出すと、宇多津町農業委員会、委員何とかって2段構えにして、あくまでもやっているのは農業委員会で、委員が具体的に持つとるということで、そうすれば回答者が少し、ああ、公的なやつだから回答せないかんとかとかというふうに思ってくれると思う。

○事務局 そうですね。ちょっと縮めて、そこの後のところに、名前を入れた後に調査年月日というのを足すような形に。

○宮本会長 ああ、そうですね。上は回答年月日、下が調査年月日ね。

○事務局 いける。

○事務局 もう一回、ちょっと確認させてもらいます。大体分かりました。

○事務局 じゃあ、それで。

○宮本会長 ちょっと一つ、事務局の言うように、やり方の話なんですけど、もう一度確認します。

一応、事務局のほうは今言われた、3月なら3月の末、まずはアンケートをお送りします。各159名の方にお送りします。それで回答期限が5月幾ばくで決まります。回答が返ってきます。そうすると、回答が来たものと来てないもののリストを事務局のほうで作っていただくと。私の意見としては、そのときに回答が来ていない人に対して、事務局のほうから一遍電話を入れていただきたいと思います。いかがですかね。

○事務局 ただね、うちは兼業が多いんで、昼間におるか、おらないかというお話もあるんですけど、農業されよる方に関しては、ちょうど時期が時期なんで、昼間は田んぼ行ったりとかというんがあるんで、そこら辺はちょっと考えさせてください。

○宮本会長 それで、例えば、その数によるんですけど、非常に多くなると、少しでもその調査に行く人数を減らしていただきたい。すなわち電話で回答を促すようなアプローチをしていただいて、それでどうしても捕まらないというんなら皆さんで、委員で割り振りして、この地区のこの人は農業委員のこの方が行っていただくというスケジュールでやっていただきたいなというのが私の意見です。

今、ちょっと事務局のほうで言われましたように、電話をかけても不在とか、いろいろな問題が出ようかと思えますんで、少しでも未回答を減らしたいなと。あるいは、委員さんの皆さんの御足労も減らしたいなということで、ちょっと要望として発言しておきます。

○事務局 先ほどの電話の件ですけど、多分、農業委員会としては電話のデータっていうのはないんです、実は。

○宮本会長 違う、送ってくださいっていう。

○事務局 アンケートを送っても、逆に言うたら返ってこらなんだきんというて、その人の電話番号が分からないんです。

○宮本会長 分からないの。

○事務局 僕らは持ってませんから。それは持ってないんです。だから、郵送か、できる限りで電話ということならできるにはできるんですけど、正式に言うたら農業委員会は連絡先は持ってませんのでということは、ちょっと補足。

○事務局 連絡先が分からないんで。

○事務局 ということです、はい。

○事務局 それは調べようと思ったら、役場なんて調べれることは調べれるんですけど、実は業務上の話、各業務が違くと、その前をデータを引っ張ることはちょっと違法になるので。

○事務局 厳密に言うたらということだけ、ちょっと。

○事務局 一応、農業委員会としてできるのは、今はデータ上持っております土地、地番、誰が耕作してるかという部分で、連絡先とかというんはほとんどそのデータの中にないんで、それこそ電話帳を調べながら、かけれるところはうちも努力はいたしますけれども、絶対に電話でという部分。

○事務局 努力目標ぐらい。

○事務局 それこそ努力目標でしかないと思います。

○宮本会長 そうしたら、もうできるだけアンケートの協力して、たくさんの方が回答していただくことを望むということ。

○事務局 そうです。督促もまた送れるとは思うんですけど。

○事務局 そこら辺は、うちとして出したときには一応、農協なり農事組合を通じてなりか、自治会を通じて、アンケートには確実に答えてくださいねというようなお願いの文章は、また広報なりでも出してもいいかなという。方法はあるので、そこら辺はちょっと検討させてください。

○宮本会長 分かりました。一応、要望事項ということで。

そうしたら、アンケートに関しましては、事務局が言われた、次回の農業委員会。

○事務局 もう一回、再チェックして、もう一回、作り直しますんで。

○宮本会長 皆さん、お手元でまた帰ってゆっくり見られて、こうしたらという意見がありましたら、次回に発表してください。

○事務局 その他ですね、次回の農業委員会の日程なんですけど。

○宮本会長 できれば3月18日ということで、この場ではお伝えしておきます。また事務局のほうが何か事情がありましたら変更という形にはなろうかと思いますが、一応18日を予定するというので報告しときます。

○事務局 一応は、その他はうちはそれで終わります。

○宮本会長 では、ほかにその他で御意見ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮本会長 ありませんか。

そうしたら、どうも御苦労さまでございました。

では、これで閉会といたします。

どうもありがとうございました。

午前10時20分 閉会